

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から7年3月まで

私が20歳になった平成5年11月にA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、その時に平成5年度の保険料の免除申請を行った。以降毎年春ごろに、当該年度の保険料の免除申請を行った。しかし、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間が未納とされていた。免除申請をした記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳前の平成5年10月中ごろに、A市役所から国民年金の加入通知が届いたので、市役所に出向き国民年金の加入手続及び当該年度の保険料免除申請を行い、また平成6年度の大学の新学期が始まる4月10日ごろまでに当該年度の保険料免除申請を市役所で行ったと主張しており、申立人の免除申請の際の男性職員の説明内容、必要な書類等の記憶は具体的かつ鮮明であり、申立内容は基本的に信用できる。

また、保険料の免除が承認されていない場合は、国民年金保険料の納付書及び催告状が市役所から送付されるが、申立人は全く届くことは無かったと供述しており、免除が承認されたものと思っていたとする申立人の主張は信憑性しんぴょうせいが高い。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和33年5月30日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月30日から同年6月1日まで

A社B工場に昭和28年7月に入社以来、63年12月に退職するまで、転勤は度々あったが、一度も退職すること無く継続して勤務していた。ところが、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間があり、納得がいかないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員名簿、雇用保険の記録、事業所の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年6月1日にA社B工場から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から45年5月まで

昭和40年1月に会社を退職した後、同月にA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。しかし、社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間については未納であるとの回答を得た。会社を辞めて、厚生年金保険から国民年金へ保険料を継続して納付してきた記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月に払い出されており、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳の国民年金被保険者の資格取得は、いずれも同年6月9日任意加入とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年11月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料納付事実が確認できなかった旨の回答を得た。結婚した昭和43年3月までは父親が毎月兄弟3人分の保険料を、また、その後の47年11月までは妻が夫婦2人分の保険料を毎月郵便局員による集金で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月6日に払い出されており、36年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、結婚した昭和43年3月までは父親が毎月兄弟3人分の保険料を、また、その後の47年11月までは妻が夫婦2人分の保険料を毎月郵便局員による集金で納付していたと主張しているが、A市では国民年金保険料の集金は市の嘱託員が行っており、郵便局員は保険料を集金していなかったことが確認されており、その主張に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人の父親及び妻が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、保険料を納付したとする申立人の父親は高齢であるため、申立期間当時の状況を聴取することができず、申立人の妻は保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料納付事実が確認できなかった旨の回答を得た。結婚した昭和43年3月以降しばらくは義父が夫婦2人分の保険料を、また、途中からは私が夫婦2人分の保険料を毎月郵便局員による集金で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月6日に払い出されており、41年12月4日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、結婚した昭和43年3月以降しばらくは申立人の義父が夫婦2人分の保険料を、また、途中からは申立人自身が夫婦2人分の保険料を毎月郵便局員による集金で納付していたと主張しているが、A市では国民年金保険料の集金は市の嘱託員が行っており、郵便局員は保険料を集金していなかったことが確認されており、その主張に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人及び申立人の義父が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の義父は高齢であるため、申立期間当時の状況を聴取することができない上、申立人自身が夫婦2人分の保険料を納付したとする期間の保険料の納付状況についても、納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であることから納付状況が不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から43年3月まで
20歳になったら国民年金に加入するようにと亡き兄に言われていた。しかし、当時、私は見習いの身で収入が無かったため、兄がすべてしてくれていた。兄が亡くなる前に町の納付組織で納めていたとの話も聞いたことがあるのに、社会保険事務所の記録では申立期間が未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月13日に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できるが、この時点で申立期間は過年度となるため、町の納付組織では保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の兄は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から52年3月まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の納付記録が全く無いとされている。
しかし、昭和42年3月に息子が会社に就職したので、250円だったと思うが、国民年金保険料を納めた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年8月12日に、平成8年に死亡した夫と連番で払い出されていることが確認できるが、夫についても申立期間は未納となっている。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に聴取しても当時の具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間は108か月と長期間である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年11月までの期間、60年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年11月まで
② 昭和60年3月及び同年4月

申立期間①については、主に元妻が、毎月定期的に集金に来ていた銀行員に国民年金保険料を納付し、申立期間②については、元妻が役場に納付していた。私は、国民年金への加入手続もその都度行い、保険料もすべて納付していたはずなのに、社会保険事務所の記録で未納期間があるとされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料を主に元妻が納付していたと申し立てているが、申立期間は元妻も未納とされており、申立期間当時、申立人夫婦が居住していたA県B市役所の被保険者名簿の記録も社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年10月30日まで
当時のA町長から就職を勧められて、昭和21年3月から22年10月までA町農業会に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の上司及び同僚についての記憶から、申立人がA町農業会に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所が管理するA町農業会の被保険者名簿を確認したところ、被保険者資格を取得している者は、昭和19年6月1日に同農業会が新規に適用事業所となった際の事業所別被保険者番号払出簿に記載されている18名のみであり、申立人の入社以前から在籍し、申立人の退職後も引き続き勤務していた同僚及び申立人の紹介で申立人の3か月後に入社した同僚の氏名も見当たらない。

また、現在の事業主は、「調査をしたが、当時の資料が無く、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできず、申立人に関することは分かりませんでした。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び上司は既に死亡しており、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 21 日まで
子供の出生に備え、社会保険完備の A 社に入社した。入社した昭和 63 年 4 月から平成元年 9 月までの厚生年金保険の加入期間が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「厚生年金保険の加入までに 3 か月又は 6 か月の試用期間を設けていた。また、保険料を給与から控除すると給与の手取額が少なくなることから、厚生年金保険の加入を希望しない従業員もおり、全従業員が厚生年金保険に加入していたということはない。」と証言している。

また、申立人が記憶する当時の同僚について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、加入記録の無い同僚もあり、厚生年金保険の加入は、従業員の希望に基づいて加入させていたことがうかがえる。

さらに、A 社に係る雇用保険の加入記録は、「取得日平成元年 10 月 21 日、離職日 2 年 2 月 6 日」とされており、これは厚生年金保険の加入期間と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から29年1月1日まで
昭和26年4月から29年1月31日までA事業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入期間が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年7月1日であり、申立期間のうち26年4月から28年6月までは適用事業所ではなかった。

また、当時の複数の同僚は、「昭和28年に就職し、何か月かして準職員になってから厚生年金保険に加入した。それまでは給与から保険料は控除されていなかった。」と証言しているとともに、申立人を含む116名が昭和29年1月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

さらに、A事業所が保管している一般被保険者台帳綴を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和29年1月1日と記されているとともに、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、28年7月1日以降の申立期間について健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。